

平成 23 年 10 月 20 日
内 閣 府

平成 23 年度特例民法法人に関する年次報告の概要

特例民法法人*の実態及び指導監督の実施状況について、各府省及び都道府県で調査を行い（調査時点は平成 22 年 12 月 1 日現在）、その結果を内閣府において取りまとめたもの。

※ 従来の公益法人。平成 20 年 12 月 1 日から新公益法人制度が施行され、5 年間の移行期間に、新制度の公益法人又は一般法人に移行することとされており、それまでの間は特例民法法人として存続する。内閣府では、特例民法法人の移行期間内の確実な移行を実現するため、申請サポート等の取組を実施している。

1. 特例民法法人の現況

(1) 法人数

- 22,783 法人（国所管 6,100 法人、都道府県所管 16,801 法人）
- 平成 20 年 12 月以降、新設されることはない
- 減少 1,073 法人（前年 451 法人）
（うち 476 法人が新制度の公益法人へ、130 法人が一般法人へそれぞれ移行）

(2) 財務・会計の状況（平成 21 年度決算ベース）

- 年間収入額 15 兆 5,837 億円（前年比▲2 兆 4,444 億円）
- 年間支出額 15 兆 7,265 億円（前年比▲2 兆 1,053 億円）
- 本来の事業費が総支出額の 2 分の 1 以上の法人（指導監督基準：可能な限り 2 分の 1 以上）
 - 国所管法人 3,473 法人（57.1% 前年比+2.9 ポイント）
 - 都道府県所管法人 6,647 法人（40.0% 前年比±0 ポイント）
- 収益事業費が総支出額の 2 分の 1 以下の法人（指導監督基準：可能な限り 2 分の 1 以下）
 - 国所管法人 6,007 法人（98.8% 前年比+0.1 ポイント）
 - 都道府県所管法人 15,957 法人（95.9% 前年比▲0.1 ポイント）
- 内部留保率 30%以下（指導監督基準運用指針：30%程度以下が望ましい）
 - 国所管法人 4,192 法人（69.0% 前年比+4.1 ポイント）
 - 都道府県所管法人 9,092 法人（54.6% 前年比▲0.9 ポイント）

(3) 役職員の状況

- 所管官庁出身理事がいる法人数
 - 国所管法人 2,401 法人（前年比▲309 法人 ▲11.4%）
- 所管官庁出身理事数
 - 国所管法人 5,055 人（前年比▲969 人 ▲16.1%）
- 所管官庁出身理事が 3 分の 1 を超えている法人数（指導監督基準：3 分の 1 以下）
 - 国所管法人 10 法人（9 法人については 23 年 7 月 1 日までに解消済）
 - 都道府県所管法人 420 法人
- 有給役員のない法人
 - 国所管法人 2,505 法人（41.1% 前年比+0.4 ポイント）
- 国家公務員出身職員がいる法人数等
 - 国所管法人 1,170 法人（前年比▲165 法人）

(4) **情報公開の状況**（指導監督基準：業務・財務等の資料を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する）

国所管法人	97.1 %（前年比+0.1 ポイント）
都道府県所管法人	84.1 %（前年比▲0.3 ポイント）

(5) **ホームページの開設状況**（申合せ：インターネットにより公開するよう要請）

国所管法人	89.9 %（前年比+1.1 ポイント）
都道府県所管法人	60.0 %（前年比+2.1 ポイント）

(6) **所管法人に対する立入検査の実施**（申合せ：少なくとも3年に1回実施）

国所管法人	97.4 %（前年比▲0.5 ポイント） ※平成20～22年度
都道府県所管法人	72.9 %（前年比+0.4 ポイント） ※平成19～21年度

2. 法人と行政との関わり

(1) **行政委託型法人等の状況**

- 国所管の行政委託型法人等（法令等に基づき各府省から事務・事業の委託・推薦等を受けている法人）の数は、469 法人（前年比+64 法人）

(2) **国所管法人に対する補助金・委託費等（平成21年度決算ベース）**

- 各府省の補助金・委託費等の総額は 3,602 億円（前年比▲523 億円）
交付法人数は 799 法人（前年比▲116 法人）

(3) **公務員制度改革に関連する措置等**

各府省から補助金・委託費等を受けている法人及び検査等の委託・推薦等を受けている法人のうち、

- 役員報酬の具体的水準が明らかにされている法人
863 法人（88.2% 前年比▲4.6 ポイント）
- 役員退職金の具体的水準が明らかにされている法人
860 法人（87.8% 前年比▲4.7 ポイント）

(4) **特例民法法人を巡る最近の動向**

- 平成21年12月には、行政からの支出又は権限付与により、公益法人に実施させている事務・事業について国民的視点に立って徹底的な見直しを行うことが閣議決定された。
- 平成22年5月には、政府系の公益法人が行う事業を対象に事業仕分けを実施し、事業仕分けの評価結果等を踏まえ、各府省において公益法人への支出や権限付与の見直し等を行ってきたところ、その状況について平成23年7月に内閣府において取りまとめ公表した。その概要は以下のとおり。
 - ① 各府省の公益法人関連の平成22年度又は23年度予算における支出件数3,887件のうち3,284件において見直し
 - ② 法令に根拠なく政府系公益法人に権限付与が行われていた13件はすべて廃止
 - ③ 政府系公益法人が保有する不要・過大な資産について、7法人から約590億円を国庫納付

【年次報告の結果を踏まえた対応】

指導監督基準等に適合していない法人に対して所管官庁から指導監督を行うよう内閣府から要請。

【連絡先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室 吉田補佐、青池補佐、伊藤係長
電話：03-5403-9586（直通） FAX：03-5403-0231